## 広島県小学校教育研究会家庭科部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県小学校教育研究会家庭科部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領などの法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県小学校教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 研究会、講習会等の開催
  - (2) 研究調査の実施
  - (3) 研究成果についての刊行物の出版
  - (4) 情報・資料の交換
  - (5) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副部会長 3名
- (3) 理 事 29名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6)参与若干名
- (7) 会計・庶務 2名
- (8) 事務担当 2名
- 第6条 部会長・副部会長は理事会において選出する。
- 第7条 理事は、各郡市の代表1名をあてる。
- 第8条 常任理事は、原則として各ブロックごとに理事の互選により1名をあてる。
- 第9条 監事は、理事会で選出する。
- 第10条 参与・会計庶務・事務担当は理事会において委嘱する。

(役員の職務)

- 第11条 役員の職務は次のとおりとする。
  - (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代理する。

- (3) 理事は、理事会を構成し、本会運営について審議決定する。
- (4) 常任理事は、常任理事会を構成し会務を審議する。
- (5) 監事は、会計を監査する。
- (6)参与は、会長の諮問に応じる。
- (7) 会計・庶務は本会の会計および庶務をつかさどる。
- (8) 事務担当は本会の事務をつかさどる。

(任期)

- 第12条 役員の任期は次の通りとする。
  - (1) 役員の任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員の任期 は前任者又は現任者の残任期間とする。
  - (2) 役員は再任されることができる。
  - (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を 行わなければならない。
  - (4) 役員は、校長の職にあるものを原則とする。

(会議)

- 第13条 理事会をもって総会にかえ、学期に1回開くことを原則とし、理事会は部会長が招集する。理事会は第3条の事業の施行および予算・決算・規約の改廃その他の重要事項を審議決定する。
- 第14条 常任理事会は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。常任理事会は、 緊急事項は審議決定できるが、そのことについては、次回の理事会に報告し、承認を得る。 第15条 会議の議長は、そのつど会議の構成員の中から選出する。

(会 計)

- 第16条 本会の運営経費は、次の通りとする。
  - (1) 会費、その他の収入をもって充てる。
  - (2) 本会の事業年度(会計)は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって 終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、会長の指示する学校におく。

(会則改正)

第18条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認 を得なければならない。

(表 彰)

第19条 本会の理事経験者には、退職の際、感謝状・感謝電報をおくる。

(その他)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、部会長が定める。
  - 附 則 この会則は平成12年3月31日に改正し、平成12年4月1日から施行する。